仕事・経営

中小企業経営

商工融資あっせん制度

商工観光課商工融資係　☎5211-4344

区内で中小企業を経営している方やこれから始められる方を対象に、営業資金・設備資金や起業資金など事業に必要な資金を、指定金融機関に融資あっせんします。

産業財産権取得支援

商工観光課商工振興係　☎5211-4185

新たな開発や事業の創出等を支援するため、区内で中小企業を経営している方などを対象に産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の取得に係る経費の一部を助成します。

中小企業の福利厚生

中小企業の福利厚生

（公社）ゆとりちよだ　☎3294-8558

千代田区内に事業所がある中小企業で働く方々や事業主の福利厚生充実のお手伝いをします。

障害者を雇用する事業主への援助金

障害者福祉課施設・就労支援担当　☎5211-4217

従業員数が45.5人未満で、継続して3か月以上知的障害者等を雇用している区内事業所に援助金を、障害のある就労実習生を受け入れた企業に報償金を支給します。

福祉サービス事業所産休・育休等代替職員確保助成金

（障害者サービス）障害者福祉課施設・就労支援担当
☎5211-4217
（介護保険サービス）　高齢介護課介護事業指定係
☎5211-4336

区内で福祉サービスを提供する事業所が、勤務する職員の育児休業等の取得に際し代替職員を雇用する場合に、事業者に対してその経費を助成します。

次世代育成支援行動計画策定奨励金

子育て推進課子育て推進係　☎5211-3653

次世代育成支援対策推進法に基づき、101人以上の従業員を雇用する事業主は、従業員が仕事と家庭生活を両立できるよう雇用環境の整備などを行う「一般事業主行動計画」を策定し、届け出をすることが義務付けられています。

区では、従業員100人以下（10人以上）の区内の事業主にも、雇用環境の整備を促すため、奨励金を交付し、行動計画の策定に積極的に取り組めるよう支援しています。要件等詳しくは、お問い合わせください。

中小企業仕事と家庭の両立支援

国際平和・男女平等人権課　☎5211-4166

千代田区内の中小企業で働く従業員のワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍推進をめざし、仕事と子育て・介護を両立しやすい職場づくりに取り組む区内中小企業に対して、「配偶者出産休暇奨励金」「子の看護休暇奨励金」「男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金」「介護休業・介護休暇・介護短時間勤務奨励金」「引継期間代替要員給与助成金」「職場復帰後研修受講費用助成金」を支給します。

要件等詳しくは、お問い合わせください。

仕　事

技術を身につけるには

(都)産業労働局雇用就業部能力開発課
☎5320-4715

職をさがすときは

ハローワーク飯田橋　☎3812-8609
(都)東京しごとセンター　☎5211-1571

労働関係の相談は

(都)労働相談情報センター　☎5211-2200
東京都ろうどう110番(電話労働相談)
☎0570-00-6110

高齢者の就業

千代田区シルバー人材センター　☎3265-1903

障害者の就労

ジョブ・サポート・プラザ　ちよだ　☎3263-1841
FAX 5211-2816
メール cm-info@chiyoda-midori.jp

障害者の就労相談

障害者就労支援センター　☎3264-2153
FAX 3239-8606
メール chiyoda.syurosien@swan.ocn.ne.jp

公益財団法人 まちみらい千代田

〒101-0054　東京都千代田区神田錦町3-21
ちよだプラットフォームスクウェア4階
☎3233-7555
FAX 3233-7557
URL http : //www.mm-chiyoda.or.jp
メール info@mm-chiyoda.or.jp

まちみらい千代田は、官民協働のまちづくりを目的とし、千代田区との連携のもと、在住の皆様をはじめ、在勤・在学の方も含め、地域社会の皆様のお役に立つようさまざまな事業を展開しています。

《主な事業》

1. 住宅まちづくり

魅力ある都心居住をテーマに、区内居住者の8割以上の方が住んでいるマンションの居住環境の整備、マンション内や地域とのコミュニケーションの醸成、地域環境整備のための再開発・共同建築の促進等、安心して住み続けるためのお手伝いをしています。

◇マンションの維持管理・再生支援による良好な居住環境の整備促進や防災対策の支援
◇再開発・共同建築の促進による地域環境の整備促進

2. 区民住宅の供給

住み続けられるまちをテーマに、民間地権者が建築した良質な賃貸住宅を借上げ、中堅ファミリー世帯向けに供給しています。

◇借上型区民住宅の供給・管理

3. 産業まちづくり

地域産業の振興をテーマに、千代田区ならではの地域特性を活かし、区内中小企業の成長を支援するとともに、起業家や多様な団体が活動・交流するための拠点づくりを行い、地域産業の活性化に取り組んでいます。

◇中小企業活性化成長支援　◇起業支援
◇施設活動支援　◇地方との連携

4. 協働まちづくり

集うをテーマに、千代田区在住・在勤・在学の方々が自主活動を行う場合の支援や、千代田区に関する情報の発信等を行います。

◇まちづくり活動支援　◇情報の発信と交流

一般社団法人 千代田区観光協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17
☎3556-0391
FAX 3556-0392
URL https : //visit-chiyoda.tokyo
メール info@kanko-chiyoda.jp

千代田区観光協会は、昭和26年の設立以来、千代田区及びその周辺地域の自然、景観、文化･歴史、産業・技術などの資源を活用し、観光事業の振興を図ることを目的に運営してきました。

平成23年1月､組織や経営基盤を強化するため｢一般社団法人千代田区観光協会｣として生まれ変わり、観光を通じて千代田区のまちづくりに貢献するとと

もに国内外の交流と集客の創出により、地域経済の活性化に寄与しています。

＜主な事業＞

・千代田区の地域の魅力を満載したホームページによる情報発信
　年間　約400万件ページビュー
・千代田区総合観光ガイドブック（日・英）、バリアフリー観光ガイドブックなどの発行
・千代田のさくらまつりや納涼の夕べなどのイベントの実施
・動画等を活用した訪日外国人観光客向けの情報発信
・区内の魅力を発掘・発信する写真コンテストの実施

<PR>

千代田区の魅力を発信するための、区内の観光ルートの創出やオリジナルグッズの開発などのほか、地域のガイドボランティアの推進・育成を行っています。活動にご賛同いただける方の法人会員、個人会員としての加入を募集していますので、お気軽にお問い合わせください。

公益社団法人 ゆとりちよだ

〒101-0054　東京都千代田区神田錦町3-21
ちよだプラットフォームスクウェア4階

☎3294-8558
FAX 3233-8692
URL https：//yutori-chiyoda.net
メール info@yutori-chiyoda.net

「ゆとりちよだ」は、千代田区内の中小企業の福利厚生の充実をお手伝いすることを目的とし、会員の会費と千代田区からの補助金により運営されています。

「ゆとりちよだ」は、1人あたり月500円の会費で中小企業の皆さんが自社だけではできないさまざまな福利厚生事業を提供しています。例えば、結婚や出産の祝い金、健康診断や人間ドックの利用補助、観劇やコンサートチケット、美術展、ディズニーリゾートや豊島園などのレジャー施設の割引あっせん、宿泊施設の利用補助等、経営者にとっても働く方々にとってもお得でうれしい内容です。

会社のクオリティを高め従業員の満足を得るために是非、入会をご検討ください！

「ゆとりちよだ」は、千代田区が区内の中小企業を支援するために設立した公益社団法人なので、他の福利厚生団体に比べてサービス内容が充実しています。各種事業の助成内容などには、絶対の自信を持っています。入会してみれば必ずその良さが実感できると思います。是非、入会をご検討ください。

≪サービス内容≫

●給付　祝金・見舞金・弔慰金の支給
●健康
健康診断・人間ドック補助／温泉・スポーツ施設
●余暇活動
日帰りバスツアー／宿泊補助／食事券／ジェフグルメカード／遊園地／レジャー施設／観劇・コンサート・スポーツ観戦／指定店割引
●自己啓発
美術展／図書カード／セミナー／カルチャー施設
●財産形成
融資の紹介／各種共済の紹介
●会報誌の発行
会報誌『ゆとりちよだ』の発行／ガイドブックの発行

＜会費＞

●入会金（1人あたり）　200円
●会費月額（1人あたり）　500円

社会福祉法人千代田区社会福祉協議会

〒102-0074　東京都千代田区九段南1-6-10
かがやきプラザ4階

☎3265-1901
FAX 3265-1902
URL http：//www.chiyoda-cosw.or.jp
メール info@chiyoda-cosw.or.jp

誰もが住みなれた地域の中で、安心して心豊かな生活を送りたいと願っています。千代田区社会福祉協議会は、地域住民の方をはじめとして行政や福祉関係者のご協力をいただき、「みんなが参加し、支えあうまちづくり」を進めています。

＜主な事業＞

1. みんなで助け合うまちづくりの推進

人と人とのつながりが弱くなった現代社会で、社会的孤立などが大きな社会問題となっています。町会単位でのご近所同士の交流や助け合い活動の支援、身近な場所で気軽に集まることができるサロン

の拡充、住民の方にサービス提供の担い手となっていただく住民参加型家事援助サービスなどを通して、あたたかいつながりのある地域社会づくりを進めています。

2. ボランティア活動の推進

日本全国で災害が発生する中、本会でも大規模災害が発生した場合には、千代田区との協定に基づき、「災害ボランティアセンター」を設置し、対応にあたることになっています。また、中学、高校生等に夏休みを利用してボランティア活動を始めるきっかけとなる「夏の学生向けボランティア活動」、参加企業の社員が区内施設等でのボランティア活動を行う「ちよだボランティアクラブ」等の事業を通してボランティアの推進に努めています。

3. 区民の権利擁護の推進

高齢者や障がい者が権利侵害のトラブルに巻き込まれるケースが増えています。判断能力に不安がある高齢者、精神障がい者、知的障がい者等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、地域での生活を支援します。

4. その他

千代田区、長寿会との共催による「ふれあい福祉まつり」の開催や高齢者活動センター、研修センターの運営等を行っています。

公益社団法人千代田区シルバー人材センター

〒102-0074　東京都千代田区九段南1-6-10
かがやきプラザ4階

☎3265-1903
FAX 3265-1904
URL https://webc.sjc.ne.jp/chiyodaku/index
メール chiyodaku@sjc.ne.jp

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、区市町村ごとに設置されている公益法人です。

社会参加に意欲のある60歳以上の健康な高齢者の方に対し、多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図り、地域社会の活性化と福祉の向上に貢献しています。シルバー人材センターが企業・家庭・公共団体等から請負形式で仕事を引き受け、登録した会員に仕事を提供します。会員は就業することで、シルバー人材センターから配分金を受け取る仕組みになっています。

1. シルバー人材センター運営の原則

シルバー人材センターの運営は、会員が中心となり「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意で役員を選任し、理事会等の組織活動を通じて、組織や事業の運営に参画します。

そして会員一人ひとりが、互いに協力し合い、助け合いながら就業することを基本としています。

2. シルバー人材センターでの働き方

働くことを通じて「生きがい」や「地域への参加」を主な目的としています。

雇用と違い、ご依頼主とシルバー人材センターとの間で請負契約または委任契約を締結しますので、ご依頼主と就業会員との間に雇用関係や指揮命令関係は発生しません。

シルバー人材センターでは、臨時的・短期的に就業するシステムを基本としているため、仕事によっては複数の会員によるグループ就業やローテーション就業が行われます。

3. シルバー人材センターへの入会方法

興味のある方、働く意欲のある方は、毎月第2・第4火曜日午後2時から、シルバー人材センター会議室にて入会説明会を行っております。是非、ご参加ください。

4. シルバー人材センターへの仕事の依頼

ご依頼内容や条件、金額等について話し合い、契約を交わします。

契約金額の中には仕事をする会員への配分金のほか、仕事の提供に要する事務費、交通費が含まれます。

仕事の発注方法等については、お問い合わせください。仕事のご依頼をお待ちしています。